

浦和明の星女子中学校学則

平成15年4月 1日施行
平成24年4月 1日改訂

第一章 総 則

第1条 本校は、教育基本法、学校教育法の主旨に則り、且つカトリック精神に基いて、小学校の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とする。

第2条 本校は、浦和明の星女子中学校と称する。

第3条 本校は、埼玉県さいたま市緑区東浦和6丁目4番地19におく。

第二章 収容定員

第4条 本校の収容定員は次の通りとする。

女子 480名

第三章 修業年限・学年・学期及び休業日

第5条 本校の修業年限は3年とする。

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学年は次の2学期に分ける。

第1学期 4月1日から 8月31日まで

第2学期 9月1日から 3月31日まで

第8条 休業日は次の通りとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 県民の日を定める条例に規定する日
- (4) 春季休業日 4月1日から 4月5日まで
- (5) 夏季休業日 7月21日から 8月31日まで
- (6) 冬季休業日 12月21日から 1月7日まで
- (7) 学年末休業日 3月25日から 3月31日まで
- (8) 本学園創立記念日 11月1日

2 前項の休業日の変更及び臨時の休業日については、その都度校長が定める。

第四章 入学・転学・退学及び休学

- 第 9 条 本校に入学を許可する者は、小学校卒業後又はこれに準ずる学校を卒業した者で本校所定の入学試験に合格した者とする。
- 第 10 条 第 2 学年以上に転入学を許可する者は、前条に規定する資格を有し、前学年の課程を終了し、且つ本校所定の転入学試験に合格した者とする。
- 2 第 2 学年以上に編入学を許可する者は、相当年齢に達し、本校の編入学試験により、前学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。
- 第 11 条 本校に入学を志願する者は、本校所定の入学願書その他必要書類に入学審査料を添えて、提出しなければならない。
- 第 12 条 入学の許可は選考の上、校長がこれを行う。
- 第 13 条 入学を許可された者は、本校所定の書類に入学金を添えて定められた日までに、入学手続きをとらねばならない。
- 2 前項に定める手続きが、所定の期日までに行われなるときは、入学の許可を取り消すことがある。
- 第 14 条 退学又は他校に転学しようとする者は、その理由を具し、保護者から願い出、校長の許可を得るものとする。
- 第 15 条 病気その他、やむを得ない事由で引き続き 3 か月以上登校の見込みがなく、休学を希望する者は、その理由を具し保護者から願い出、校長の許可を得なければならない。
- 2 休学の期間は 1 年以内とする。但し、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。
- 第 16 条 休学中の者が復学しようとする時は、保護者が復学願を提出し、校長の許可を得なければならない。
- 第 17 条 病気で 1 週間以上欠席する者は、医師の診断書を添えて保護者から届け出るものとする。
- 2 伝染病にかかり、もしくはそのおそれのある生徒に対して、校長は出席停止を命ずることができる。

第五章 教育課程及び授業時数

- 第 18 条 本校の教育課程は、必修教科、選択教科、道徳及び特別活動等により編成し、その教科名並びに授業時間数は別表のとおりとする。
- 第 19 条 授業は 1 学年 35 週以上、1 週 33 時間、1 時間は 50 分を基準とする。

第六章 学習の評価及び課程修了の認定

第 20 条 学習の評価基準は、別に定める。

第 21 条 校長は、本校所定の教育課程に従って科目を履習し、その成果が教科科目の目標からみて満足できると評価された者に対し、当該科目を履習した学年末にその教科科目について修得したことを認定する。

第 22 条 校長は本校所定の全課程を修了したと認めた者に対し、卒業証書を授与する。

第七章 教職員組織

第 23 条 本校の教職員組織は次の通りとする。

- (1) 校長 1 名
 - (2) 副校長 1 名
 - (3) 教頭 1 名
 - (4) 教諭 18 名以上
 - (5) 養護教諭 1 名
 - (6) 講師 若干名
 - (7) 事務職員 3 名
 - (8) 技能職員 若干名
 - (9) 学校医 1 名
 - (10) 学校歯科医 1 名
 - (11) 学校薬剤師 1 名
- 2 校長は、校務を総括し、所属教職員を監督する。
 - 3 副校長は、校長を補佐し、校長の職務を分掌する。
 - 4 教頭は、校長を補佐し、校務を整理する。
 - 5 前 3 項以外の教職員は、それぞれ校務を分掌する。

第八章 入学検査料・入学金・施設設備費・授業料等

第 24 条 入学検査料・入学金・施設設備費・授業料等の額は次の通りとする。

入学検査料	25,000 円
入 学 金	250,000 円
施設設備費（入学時のみ）	250,000 円
授業料（月額）	28,000 円
維持費（月額）	16,000 円

第 25 条 本校に在籍する者は、出席の有無にかかわらず、授業料等を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 一旦納入した学納金は、理由の如何にかかわらずこれを返還しない。
- 3 生徒が休学したときは、第 2 項の規定にかかわらず、授業料等を免除することがある。
- 4 正当な理由なく、授業料等を滞納した者は除籍することがある。

第九章 賞 罰

第 26 条 特別の理由ある生徒に対して、校長は授業料等減免の措置を取ることができる。

第 27 条 学業成績、性行において、生徒の本分に違反し、共同生活を阻害すると認められる生徒には、その軽重に応じて校長は懲戒を加えることができる。

- 2 前項の懲戒は、訓告及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみこれを行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業成績が劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくして出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

附 則

1. この学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
2. 収容定員については、第 4 条の規程にかかわらず平成 18 年度から平成 19 年度までの間、次の表のとおりとする。

区 分	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	合 計
18 年度	160 名	120 名	120 名	400 名
19 年度	160 名	160 名	120 名	440 名

3. この学則施行に際し必要な細則は、校長がこれを定める。
4. この学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
5. この学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

浦和明の星女子中学校 教育課程表

平成24年度以降

		年間授業時数		
		第1学年	第2学年	第3学年
必修 教科	国語	175	140	175
	社会	140	140	140
	数学	175	175	175
	理科	140	175	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35
	外国語	175	140	175
道徳（宗教）		35	35	35
特別活動（LHR）		35	35	35
選択 教科	英会話	35	35	35
総合的な学習の時間		50	70	70
総授業時数		1225	1190	1190

- 1学年 音楽 時間割外に10時間実施
- 1学年 美術 時間割外に10時間実施
- 1学年 技術・家庭 時間割外に35時間実施

浦和明の星女子中学校 教育課程表

平成23年度入学生 年間授業時数

23年度 (移行)

区分		第1学年	
		本校	標準時数
必修教科	国語	175	140
	社会	140	105
	数学	175	140
	理科	140	105
	音楽	45	45
	美術	45	45
	保健体育	90	90
	技術・家庭	70	70
	外国語	175	105
道徳 (宗教)		35	35
特別活動 (LHR)		35	35
選択教科	国語	0	0~15
	数学	0	
	英会話	35	
総合的な学習の時間		70	50~65
総授業時数		1230	980

- 1学年 音楽 時間割外に10時間実施
- 1学年 美術 時間割外に10時間実施
- 1学年 保健体育 時間割外に20時間実施
- 1学年 技術・家庭 集中授業で35時間実施

浦和明の星女子中学校 教育課程表

平成22年度入学生 年間授業時数

区分		22年度 (移行)		23年度 (移行)	
		第1学年		第2学年	
		本校	標準時数	本校	標準時数
必修教科	国語	175	140	175	105
	社会	140	105	105	105
	数学	175	140	175	105
	理科	140	105	140	140
	音楽	45	45	35	35
	美術	45	45	35	35
	保健体育	90	90	90	90
	技術・家庭	70	70	70	70
	外国語	175	105	175	105
道徳 (宗教)		35	35	35	35
特別活動 (LHR)		35	35	35	35
選択教科	国語	0	0~15	0	15~50
	数学	0		0	
	英会話	35		35	
総合的な学習の時間		70	50~65	70	70~105
総授業時数		1230	980	1175	980

- 1学年 音楽 時間割外に10時間実施
- 1学年 美術 時間割外に10時間実施
- 1学年・2学年 保健体育 時間割外に20時間実施
- 1学年 技術・家庭 集中授業で35時間実施

浦和明の星女子中学校 教育課程表

平成21年度入学生 年間授業時数

区分		21年度 (移行)		22年度 (移行)		23年度 (移行)	
		第1学年		第2学年		第3学年	
		本校	標準時数	本校	標準時数	本校	標準時数
必修教科	国語	175	140	175	105	175	105
	社会	140	105	140	105	105	85
	数学	175	140	140	140	140	140
	理科	140	105	140	140	140	140
	音楽	45	45	35	35	35	35
	美術	45	45	35	35	35	35
	保健体育	90	90	90	90	105	90
	技術・家庭	70	70	70	70	35	35
	外国語	175	105	175	105	175	105
道徳 (宗教)		35	35	35	35	35	35
特別活動 (LHR)		35	35	35	35	35	35
選択教科	国語	0	0~15	0	15~50	0	10~70
	数学	0		0		70	
	英会話	35		35		0	
総合的な学習の時間		70	50~65	70	70~105	70	70~130
総授業時数		1230	980	1175	980	1155	980

- 1学年 音楽 時間割外に10時間実施
- 1学年 美術 時間割外に10時間実施
- 1学年・2学年 保健体育 時間割外に20時間実施
- 1学年 技術・家庭 集中授業で35時間実施

浦和明の星女子高等学校学則

昭和42年4月 1日施行

平成24年4月 1日改訂

第一章 総 則

第1条 本校は、教育基本法、学校教育法の主旨に則り、且つカトリック精神に基づいて、中学校の基礎の上に高等学校普通教育を施すことを目的とする。

第2条 本校は、浦和明の星女子高等学校と称する。

第3条 本校は、埼玉県さいたま市緑区東浦和六丁目4番地19におく。

第二章 学科及び収容定員

第4条 本校の学科及び収容定員は次の通りとする。

普通科 480名

第三章 修業年限・学年・学期及び休業日

第5条 本校の修業年限は3年とする。

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学年は次の2学期に分ける。

第1学期 4月1日から 8月31日まで

第2学期 9月1日から 3月31日まで

第8条 休業日は次の通りとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 県民の日を定める条例に規定する日

(4) 春季休業日 4月1日から 4月5日まで

(5) 夏季休業日 7月21日から 8月31日まで

(6) 冬季休業日 12月21日から 1月7日まで

(7) 学年末休業日 3月25日から 3月31日まで

(8) 本学園創立記念日 11月1日

2 前項の休業日の変更及び臨時の休業日については、その都度校長が定める。

第四章 入学・転学・退学・休学及び留学

- 第 9 条 本校に入学を許可する者は、中学校卒業後又は当該年度卒業見込みの者とし、且つ本校所定の入学試験に合格した者とする。
- 第 10 条 第 2 学年以上に転入学を許可する者は、前学年の課程を終了し、且つ本校所定の転入学試験に合格した者とする。
- 2 第 2 学年以上に編入学を許可する者は、相当年齢に達し、本校の編入試験により、前学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。
- 第 11 条 本校に入学を志願する者は、本校所定の入学願書その他必要書類に入学考査料を添えて、提出しなければならない。
- 第 12 条 入学の許可は選考の上、校長がこれを行う。
- 第 13 条 入学を許可された者は、本校所定の書類に入学金を添えて定められた日までに、入学手続きをとらねばならない。
- 第 14 条 退学又は他校に転学しようとする者は、その理由を具し、保護者から願い出、校長の許可を得るものとする。
- 第 15 条 病気その他、やむを得ない事由で引き続き 3 か月以上登校の見込みがなく、休学を希望する者は、その理由を具し保護者から願い出、校長の許可を得なければならない。
- 2 休学の期間は 1 年以内とする。但し、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。
- 3 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 第 16 条 休学中の者が復学しようとする時は、保護者が復学願を提出し、校長の許可を得なければならない。
- 第 17 条 病気で 1 週間以上欠席する者は、医師の診断書を添えて保護者から届け出るものとする。
- 2 伝染病にかかり、もしくはそのおそれのある生徒に対して、校長は出席停止を命ずることができる。
- 第 18 条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。
- 2 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を、本校における履修とみなし、30 単位を超えない範囲で、単位の修得を認定することができる。

第五章 教育課程及び授業日数

第 19 条 本校の教育課程は別に定める。

第 20 条 授業は 1 学年 35 週以上、1 週 30 時間以上、1 時間は 50 分を基準とする。

第六章 学習の評価・単位の認定及び課程修了の認定

第 21 条 学習の評価基準は別に定める。

第 22 条 校長は、本校所定の教育課程に従って科目を履習し、その成果が教科科目の目標からみて満足できると評価された者に対し、当該科目を履習した学年末にその教科科目について所定の単位を修得したことを認定する。

第 23 条 校長は、生徒中当該学年において認定された単位が所定の単位数に満たない者、その他進級せしめることが不相当と認める者につき、これを原級に留めることができる。

第 24 条 校長は本校所定の全課程を修了したと認めた者に対し、卒業証書を授与する。

第 25 条 校長は、第 18 条第 2 項の規定により単位の修得を認定された生徒について各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

第七章 入学考査料・入学金・施設設備費・授業料等

第 26 条 入学考査料・入学金・施設設備費・授業料等の額は次の通りとする。

入学考査料	25,000 円
入 学 金	250,000 円
施設設備費	250,000 円
授業料（月額）	28,000 円
維持費（月額）	16,000 円

第 27 条 本校に在籍する者は、出席の有無にかかわらず、授業料等を所定の期日までに納入しなければならない。

2 一旦納入した学納金は、理由の如何にかかわらずこれを返還しない。

3 生徒が休学したときは、第 2 項の規定にかかわらず、授業料等を免除することがある。

4 正当な理由なく、授業料等を滞納した者は除籍することがある。

第 28 条 特別の理由ある生徒に対して、校長は授業料減免の措置を取ることができる。

第八章 教職員組織

第29条 本校の教職員組織は次の通りとする。

校長 1名、 教頭 1名、 副校長 1名、 教諭 28名以上、
養護教諭 1名、 司書教諭 1名、 講師 若干名、
実習助手 若干名、 事務職員 4名以上、 技能職員 若干名

第九章 賞 罰

第30条 校長は、学業・徳行その他の業績について、他の模範となる生徒を表彰することができる。

第31条 学業成績、性行において、生徒の本分に違反し、共同生活を阻害すると認められる生徒には、その軽重に応じて校長は次の懲戒を加えることができる。

イ 戒告 ロ 謹慎 ハ 停学 ニ 退学

2 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみこれを行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学業成績が劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当な理由がなくして出席が常でない者。
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

附 則

1. この学則は平成20年4月1日から施行する。
2. 収容定員については、第4条の規程にかかわらず平成18年度から平成19年度までの間、次の表のとおりとする。

区 分	第1学年	第2学年	第3学年	合 計
18年度	160名	200名	200名	560名
19年度	160名	160名	200名	520名

3. この学則施行に際し必要な細則は、校長がこれを定める。
4. 授業料（月額）については、第26条の規程にかかわらず平成18年度から平成19年度までの間、次の表のとおりとする。

区分	第1学年	第2学年	第3学年
平成18年度	28,000円	26,000円	26,000円
平成19年度	28,000円	28,000円	26,000円

5. この学則は平成23年4月1日から施行する。
6. この学則は平成24年4月1日から施行する。

高等学校 教育課程表 平成23年度入学生

教科	科目	科目の種類	標準単位数	必修、選択必修、選択の別	1年			2年			3年			履修単位数	備考
					1	2	3	1	2	3	1	2	3		
国語	国語総合	指	4	必修	4								4		
	現代文(文)	指	4	選択必修		3							3	文系向け	
	現代文(理)	指	4	選択必修		2							2	理系向け	
	古典	指	4	必修		3							3		
	古典講読	指	2	選択		2							2		
	国語表現Ⅱ	指	2	選択		2							2		
	現代文演習	教		選択							3		3		
	古文演習	教		選択							3		3		
	漢文演習	教		選択							2		2		
	国語演習	教		選択							2		2	センター試験に対応	
地理歴史	世界史B	指	4	必修	4								4		
	日本史B	指	4	選択必修		4							4		
	地理B	指	4	選択必修		4							4		
	選択世界史	教		選択						3			3		
	選択日本史	教		選択						3			3	原則として「日本史B」からの継続履修	
	世界史演習	教		選択						2			2		
	日本史演習	教		選択						2			2	原則として「日本史B」からの継続履修	
	地理演習	教		選択						2			2	原則として「地理B」からの継続履修	
公民	倫理	指	2	必修	1					1			2		
	政治・経済	指	2	必修						2			2		
	現代社会演習	教		選択						2			2		
数学	数学Ⅰ	指	3	必修	3								3		
	数学A	指	2	必修	2								2		
	数学Ⅱ(文)	指	4	選択必修		2							2	主に文系志望の生徒向け	
	数学Ⅱ(理)	指	4	選択必修		4							4	主に理系・経済系志望の生徒向け	
	数学B(文)	指	2	選択必修		2							2	「数学Ⅱ(文)」と併せて履修	
	数学B(理)	指	2	選択必修		2							2	「数学Ⅱ(理)」と併せて履修	
	数学Ⅲ	指	3	選択						3			3		
	数学C	指	2	選択						2			2		
	数学演習ⅠAⅡB	教		選択						3			3	純粋理系及び国立文系二次試験向け	
	数学演習ⅠA	教		選択						3			3	薬学系は「ⅠA」「ⅡB」の履修が望ましい	
	数学演習ⅡB	教		選択						3			3		
	数学基礎演習	教		選択						2			2	文系センター向け	
理科	化学Ⅰ	指	3	必修	3								3		
	理科総合A	指	2	必修		2							2		
	物理Ⅰ	指	3	選択		3							3		
	生物Ⅰ(理)	指	3	選択		3							3	理系向け(「生物Ⅰ(文)」との重複履修不可)	
	生物Ⅰ(文)	指	3	選択		2							2	文系向け(「生物Ⅰ(理)」との重複履修不可)	
	地学Ⅰ	指	3	選択		2							2		
	物理Ⅱ	指	3	選択						3			3		
	化学Ⅱ	指	3	選択						3			3		
	生物Ⅱ	指	3	選択						3			3		
	物理・化学演習	教		選択						2			2	理系向け(演習科目の重複履修不可)	
	生物・化学演習	教		選択						2			2	理系向け(演習科目の重複履修不可)	
	化学演習	教		選択						2			2	理系向け(演習科目の重複履修不可)	
	生物Ⅰ演習	教		選択						2			2	文系向け(演習科目の重複履修不可)	
	地学Ⅰ演習	教		選択						2			2	文系向け(演習科目の重複履修不可)	
保健体育	体育	指	7~8	必修	3	2	2						7		
	保健	指	2	必修		1	1						2		
芸術	音楽Ⅰ	指	2	選択必修	2								2		
	美術Ⅰ	指	2	選択必修	2								2		
	書道Ⅰ	指	2	選択必修	2								2		
	音楽Ⅱ	指	2	選択		2							2	原則として「音楽Ⅰ」からの継続履修	
	美術Ⅱ	指	2	選択		2							2	原則として「美術Ⅰ」からの継続履修	
	書道Ⅱ	指	2	選択		2							2	原則として「書道Ⅰ」からの継続履修	
	音楽Ⅲ	教		選択						2			2	原則として「音楽Ⅰ」または「音楽Ⅱ」からの継続履修	
	美術Ⅲ	教		選択						2			2	原則として「美術Ⅰ」または「美術Ⅱ」からの継続履修	
	書道Ⅲ	教		選択						2			2	原則として「書道Ⅰ」または「書道Ⅱ」からの継続履修	
	外国語	英語Ⅰ	指	3	必修	4								4	
オーラル・イングリッシュⅠ		教		必修	2								2		
英語Ⅱ		指	4	必修		4							4		
ライティング		指	4	選択		3							3		
オーラル・イングリッシュⅡ		教		選択		2							2		
英語演習		教		選択		2							2		
リーディング		指	4	必修						4			4		
選択英語Ⅰ		教		選択						3			3		
選択英語Ⅱ		教		選択						2			2		
クリエイティブライティング		教		選択						2			2		
オーラル・イングリッシュⅢ		教		選択						2			2	原則として「オーラル・イングリッシュⅡ」からの継続履修	
フランス語		教		選択		2				2			2		
家庭		家庭基礎	指	2	必修	2								2	
		選択家庭	教		選択						2			2	文系向け
情報	情報C	指	2	必修						2			2		
宗教	聖書Ⅰ	学		必修	1								1		
	聖書Ⅱ	学		必修		1							1		
	聖書Ⅲ	学		必修						1			1		
総合的な学習の時間	指	3~6	必修	1	1	1						3			
特別活動	ホームルーム活動	指	3	必修	1	1	1					3			

科目の種類: 指...指導要領に置かれている科目 教...教科が定める科目 学...学校が設定する教科の定める科目

履修単位数	必修科目等単位数	31	15	15
	選択必修科目等単位数	2	11~12	0
	選択科目等単位数	0	6~7	18
	履修単位数合計	33	33	33

1年生選択必修科目 「音楽Ⅰ」「美術Ⅰ」「書道Ⅰ」から1科目

2年生選択必修科目 「現代文(文)」「現代文(理)」から1科目

「日本史B」「地理B」から1科目

「数学Ⅱ(文)」「数学Ⅱ(理)」から1科目

「数学B(文)」「数学B(理)」から1科目

2年生選択科目 文系 「物理Ⅰ」「生物Ⅰ(理)」「ライティング」から1科目

「国語表現Ⅱ」「古典講読」「生物Ⅰ(文)」「地学Ⅰ」「音楽Ⅱ」「美術Ⅱ」「書道Ⅱ」

「英語演習」「オーラル・イングリッシュⅡ」「フランス語」から2科目

理系 「物理Ⅰ」「生物Ⅰ(理)」「ライティング」から2科目

3年生選択科目 12単位: 3単位科目×4科目

6単位: 2単位科目×3科目

高等学校 教育課程表 平成24年度入学生

教科	科目	科目の種類	標準単位数	必修、選択必修、選択の別	1年	2年	3年	履修単位数	備考
国語	国語総合	指	4	必修	5			5	
	現代文	指	4	選択必修		3文		3	
	古典	指	4	選択必修		4文		4	
	国語精選	教		選択必修		3理		3	
	現代文読解	教		必修			3	3	
	選択古文	教		選択			4	4	
	演習現代文	教		選択			2	2	
	演習古文	教		選択			2	2	
	演習漢文	教		選択			2	2	
地理歴史	世界史B	指	4	必修	3			3	
	日本史B	指	4	選択必修		3		3	
	地理B	指	4	選択必修		3		3	
	選択世界史	教		選択			4	4	
	選択日本史	教		選択			4	4	
	演習世界史	教		選択			2	2	
	演習日本史	教		選択			2	2	
	演習地理	教		選択			2	2	
公民	倫理	指	2	必修	1		1	2	
	政治・経済	指	2	必修		2		2	
	演習公民	教		選択			2	2	
数学	数学I	指	3	必修	3			3	
	数学A	指	2	必修	2			2	
	数学II(文)	指	4	選択必修		2文		2	
	数学II(理)	指	4	選択必修		4理		4	
	数学B(文)	指	2	選択必修		2文		2	
	数学B(理)	指	2	選択必修		2理		2	
	数学III	指	5	選択			4	4	
	選択数学IA	教		選択			4	4	
	選択数学IB	教		選択			4	4	
	選択数学IAIB	教		選択			4	4	
理科	化学基礎	指	2	必修	2			2	
	生物基礎	指	2	必修	2			2	
	物理基礎	指	2	必修		2		2	
	化学	指	4	選択必修		3理		3	
	生物	指	4	選択必修		2理		2	
	物理	指	4	選択			4	4	
	選択化学	教		選択			4	4	
	選択生物	教		選択			4	4	
	演習物理	教		選択			2	2	
	演習化学	教		選択			2	2	
	演習生物	教		選択			2	2	
保健体育	体育	指	7~8	必修	2	2	3	7	
	保健	指	2	必修	1	1		2	
芸術	音楽I	指	2	選択必修	2			2	
	美術I	指	2	選択必修	2			2	
	書道I	指	2	選択必修	2			2	
外国語	英語I	指	3	必修	4			4	
	英会話	教		必修	1			1	
	英語II	指	4	必修		4		4	
	ライティング	指	4	選択必修		3文		3	
	リーディング	指	4	必修			5	5	
	選択英語	教		選択			4	4	
	演習英語	教		選択			2	2	
	カエ行ウ・ライティング	教		選択			2	2	
	オーラル・イングリッシュ	教		選択			2	2	
家庭情報	家庭総合	指	4	必修		2	1	3	
	情報C	指	2	必修	2			2	
	演習情報	教		選択			2	2	
宗教	聖書I	学		必修	1			1	
	聖書II	学		必修		1		1	
	聖書III	学		必修			1	1	
総合的な学習の時間	指	3~6	必修	1	1	1	3		
特別活動	ホームルーム活動	指	3	必修	1	1	1	3	

科目の種類: 指…指導要領に置かれている科目 教…教科が定める科目 学…学校が設定する教科の定める科目

履修単位数	必修科目等単位数計	31	16	16
	選択必修科目単位数計	2	17	0
	選択科目単位数計	0	0	16
	履修単位数合計	33	33	32

1年生選択必修科目 「音楽I」・「美術I」・「書道I」から1科目

2年生選択必修科目 「日本史B」・「地理B」から1科目

文系
現代文・古典・数学II(文)・数学B(文)・ライティング
理系
国語精選・数学II(理)・数学B(理)・化学・生物

3年生選択科目 16単位 4単位系列から3科目
2単位系列から2科目

高等学校 教育課程表 平成25年度よりの入学生

教科	科目	科目の種類	標準単位数	必修、選択必修、選択の別	1年			2年			3年			履修単位数	備考
					1	2	3	1	2	3	1	2	3		
国語	国語総合	指	4	必修	5								5		
	現代文B	指	4	選択必修				3文					3		
	古典B	指	4	選択必修				4文					4		
	国語精選	教		選択必修				3理					3		
	現代文読解	教		必修						3			3		
	選択古文	教		選択						4			4		
	演習現代文	教		選択						2			2		
	演習古文	教		選択						2			2		
	演習漢文	教		選択						2			2		
地理歴史	世界史B	指	4	必修	3								3		
	日本史B	指	4	選択必修				3					3		
	地理B	指	4	選択必修				3					3		
	選択世界史	教		選択						4			4		
	選択日本史	教		選択						4			4		
	演習世界史	教		選択						2			2		
	演習日本史	教		選択						2			2		
	演習地理	教		選択						2			2		
	公民	倫理	指	2	必修	1					1			2	
政治・経済		指	2	必修				2					2		
演習公民		教		選択						2			2		
数学	数学Ⅰ	指	3	必修	3								3		
	数学A	指	2	必修	2								2		
	数学Ⅱ(文)	指	4	選択必修				2文					2		
	数学Ⅱ(理)	指	4	選択必修				4理					4		
	数学B(文)	指	2	選択必修				2文					2		
	数学B(理)	指	2	選択必修				2理					2		
	数学Ⅲ	指	5	選択						4			4		
	選択数学ⅠA	教		選択						4			4		
	選択数学ⅡB	教		選択						4			4		
選択数学ⅠAⅡB	教		選択						4			4			
理科	化学基礎	指	2	必修	2								2		
	生物基礎	指	2	必修	2								2		
	物理基礎	指	2	必修				2					2		
	化学	指	4	選択必修				3理					3		
	生物	指	4	選択必修				2理					2		
	物理	指	4	選択						4			4		
	選択化学	教		選択						4			4		
	選択生物	教		選択						4			4		
	演習物理	教		選択						2			2		
	演習化学	教		選択						2			2		
	演習生物	教		選択						2			2		
保健体育	体育	指	7~8	必修	2	2				3			7		
	保健	指	2	必修	1	1							2		
芸術	音楽Ⅰ	指	2	必修	2								2		
	美術Ⅰ	指	2	選択必修	2								2		
	書道Ⅰ	指	2	選択必修	2								2		
外国語	コミュニケーション英語Ⅰ	指	3	必修	4								4		
	英語表現Ⅰ	指	2	必修	1								1		
	コミュニケーション英語Ⅱ	指	4	必修				4					4		
	英語表現Ⅱ	指	4	選択必修				3文					3		
	コミュニケーション英語Ⅲ	指	4	必修						5			5		
	選択英語	教		選択						4			4		
	演習英語	教		選択						2			2		
	クリエイティブライティング	教		選択						2			2		
	オール・イングリッシュ	教		選択						2			2		
家庭情報	家庭総合	指	4	必修				2		1			3		
	社会と情報	指	2	必修	2								2		
	演習情報	教		選択						2			2		
宗教	聖書Ⅰ	学		必修	1								1		
	聖書Ⅱ	学		必修				1					1		
	聖書Ⅲ	学		必修						1			1		
総合的な学習の時間	指	3~6	必修	1	1				1			3			
特別活動	ホームルーム活動	指	3	必修	1	1				1			3		

科目の種類：指…指導要領に置かれている科目 教…教科が定める科目 学…学校が設定する教科の定める科目

履修単位数	必修科目等単位数計	31	16	16
	選択必修科目単位数計	2	17	0
	選択科目単位数計	0	0	16
	履修単位数合計	33	33	32

1年生選択必修科目 「音楽Ⅰ」・「美術Ⅰ」・「書道Ⅰ」から1科目

2年生選択必修科目 「日本史B」・「地理B」から1科目

文系
現代文B・古典B・数学Ⅱ(文)・数学B(文)・英語表現Ⅱ
理系
国語精選・数学Ⅱ(理)・数学B(理)・化学・生物

3年生選択科目 16単位 4単位系列から3科目
2単位系列から2科目

寄 附 行 為

学 校 法 人 明 の 星 学 園

目 次

第 1 章	総則	1
第 1 条	名称	
第 2 条	事務所	
第 2 章	目的及び事業	1
第 3 条	目的	
第 4 条	設置する学校	
第 3 章	役員及び理事会	2
第 5 条	役員	
第 6 条	理事の選任	
第 7 条	監事の選任	
第 8 条	役員を選任要件	
第 9 条	役員任期	
第 10 条	役員補充	
第 11 条	役員解任及び退任	
第 12 条	理事長職務	
第 13 条	理事代表権制限	
第 14 条	理事長職務代理等	
第 15 条	監事職務	
第 16 条	理事会	
第 17 条	議事録	
第 4 章	評議員会及び評議員	6

第 18 条	評議員会	
第 19 条	議事録	
第 20 条	諮問事項	
第 21 条	評議員会の意見具申等	
第 22 条	評議員の選任	
第 23 条	任期	
第 24 条	評議員の解任及び退任	
第 5 章	資産及び会計	9
第 25 条	資産	
第 26 条	資産の区分	
第 27 条	基本財産の処分の制限	
第 28 条	積立金の保管	
第 29 条	経費の支弁	
第 30 条	会計	
第 31 条	予算及び事業計画	
第 32 条	予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄	
第 33 条	決算及び実績の報告	
第 34 条	財産目録等の備付及び閲覧	
第 35 条	資産総額の変更登記	
第 36 条	会計年度	
第 6 章	解散及び合併	11
第 37 条	解散	
第 38 条	残余財産の帰属者	

第 39 条	合併	
第 7 章	寄附行為の変更	12
第 40 条	寄附行為の変更	
第 8 章	補則	12
第 41 条	書類及び帳簿の備付	
第 42 条	公告の方法	
第 43 条	施行細則	
附則		

学校法人 明の星学園寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人明の星学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を埼玉県さいたま市緑区東浦和六丁目4番地19
に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、カトリック精神に基づき、教育基本法及び学校教育法に従い、
学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 青森明の星短期大学 子ども学科 現代介護福祉学科
子ども福祉未来学科
- (2) 青森明の星高等学校 全日制課程 普通科 英語科 音楽科
- (3) 青森明の星中学校
- (4) 青森明の星短期大学附属幼稚園
- (5) 弘前明の星幼稚園
- (6) 浦和明の星女子高等学校 全日制課程 普通科
- (7) 浦和明の星女子中学校
- (8) 浦和明の星幼稚園

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7～9人

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) この法人の設置する短期大学の学長 1人

(2) この法人の設置する高等学校の校長 2人

(3) この法人の設置する幼稚園の園長のうちから互選された者 1人

(4) 評議員（学識経験者）のうちから評議員会において選任された者
2～4人

(5) 宗教法人 聖母被昇天修道会の代表役員 1人

2 前項各号の理事は、その職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、園長、教員その他の職員を含む。以下同じ）又は評議員以外のものであって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員を選任要件)

第8条 この法人の役員を選任にあたっては、その管理及び運営に適性を有する者で、各役員と同族関係にない者が選ばれるよう努めなければならない。

(役員任期)

第9条 役員(第6条第1項第1号・第2号及び第5号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は4年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に違反したとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に違反したとき

(4) 役員たるにふさわしくない非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第13条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第14条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事が、その職務を代理し、又は、その職務を行う。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

(理事会)

第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第17条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項、その他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、理事長及び理事長の指名した出席理事2名以上がこれに署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第18条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、15人以上22人以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議の7日前までに、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

6 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、評議員会に付議される事項につき、書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

8 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第19条 第17条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事長及び理事長の指名した出席理事2人以上」とあるのは、「議長及び出席した評議員の内から互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第20条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄付金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第21条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第22条 評議員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) この法人の設置する幼稚園の園長（理事に互選された者を除く。）1～2人
- (2) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者3～5人
- (3) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから理事会において選任した者3～5人
- (4) 学識経験者その他理事会において適当と認め選任した者。ただし、職員及びこの法人の設置する学校を卒業した者を除く3～5人
- (5) 理事の互選によって選任された者5人

2 前項第2号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第23条 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第24条 評議員の解任については、第11条の規定を準用する。

2 評議員はつぎの事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

第5章 資産及び会計

(資産)

第25条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第26条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第27条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第28条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は金融機関に信託し或いは定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第29条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、入学検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第30条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の設置する学校は、法人本部費として、別に定める一定額を法人本部に繰入れるものとする。

(予算及び事業計画)

第31条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第32条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。ただし、軽微なもので、処置に急を要する場合は、理事長において承認することができる。この場合においても、処置後つとめてすみやかに理事会において所定の議決を得なければならない。

(決算及び実績の報告)

第33条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第34条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第15条第3号の監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者、その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第35条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第37条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第38条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定したカトリック系の学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第39条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第40条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第41条 この法人は、第34条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、事務所の掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

第43条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及び法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

- 1 この寄附行為は、青森県知事の認可の日(昭和26年3月14日)から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事(理事長)	ベルトラン・デルエン
理事	ジゼール・ドルイン
理事	フローリアン・ヴァション
理事	川添 ミチエ
理事	高橋 寛子
理事	エドワード・シャンパイン
理事	斎藤 テル

附則

この寄附行為は、昭和28年 6月29日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和31年10月 4日から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和38年 1月21日)から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和40年 1月25日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和41年10月19日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和42年 1月31日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和46年 1月26日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和46年 1月27日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和47年 3月15日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和54年 6月13日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和60年 4月 4日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成10年12月22日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成12年12月21日から施行する。

この寄附行為は、平成13年 5月29日から施行する。

この寄附行為は、平成14年12月 7日から施行する。

この寄附行為は、平成15年 9月30日から施行する。

この寄附行為は、平成16年 3月30日から施行する。

この寄附行為は、平成16年 4月19日から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成17年 5月20日)から施行する。

附則

この寄附行為は、理事会承認の日(平成19年3月16日)から施行する。

ただし、子ども学科および現代介護福祉学科は、平成19年4月1日からとする。

(幼児保育学科の存続に関する経過措置)

幼児保育学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

平成20年 3月 3日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成20年 4月 1日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成20年 4月 1日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成21年 4月 1日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成26年 4月 1日から施行する。